

「12月人権月間ポスター」のデザイン・版下作成に係る委託事業者選定プロポーザル実施要項

1 委託業務概要

(1) 委託契約期間

契約締結日から令和4年10月21日（金）まで

(2) 委託内容

全国では毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定めており、京都市ではこれを更に拡充・発展させ、12月の1か月を「人権月間」と定め、様々な人権啓発活動に取り組んでいる。今回、12月の人権月間を啓発するためのポスターを作成するに当たり、ポスターのデザイン・版下作成を委託するものである

(3) 予算上限額

300千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 発注者

京都市

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 京都市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づき、現に入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 過去にポスター（チラシ、リーフレットを加えるのは可）のデザイン・版下作成業務を受託した実績があること。

4 手続等

(1) 提出資料及び提出部数

提出資料	補足説明	部数
参加申請書（様式1）		1部
提案企業概要（様式2）		1部
ポスターデザイン	仕様書3(1)イに基づき作成したデザインを、実寸大（B3横）でカラー刷りで出力すること。 ※B3判（横）1種類のデザインを審査	6部
デザインのコンセプト等を説明する書面	様式自由	6部
自社の人権尊重（SDGsを含む）に係る取組の資料等	様式自由	6部
実施体制・スケジュール案	様式自由 契約日（9月下旬を想定）から納品（10月21日）までの校正スケジュールの案	6部
見積書	様式自由 消費税額及び地方消費税額を含んだ額を記載すること。	1部

(2) 提出期限

令和4年9月14日（水）午後5時厳守

事前に連絡のうえ、郵送又は持参すること。※郵送の場合は期日までに必着。

(3) 提出方法

以下の場所に郵送又は持参すること

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

京都市 文化市民局 共生社会推進室 人権文化推進担当 (担当:田中、仲道)

(TEL:075-222-3096、FAX:075-366-0139)

5 選定及び審査結果

(1) 受託候補者の選定

受託候補者審査基準に基づき、審査者の評価点合計で順位を決定し、第1順位となった応募者を受託候補者として選定する。

なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(2) 審査結果

令和4年9月15日以降1週間程度を目度として、全ての応募者に対して、文書で通知するとともに、選定の結果（参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由）について、京都市のホームページにおいて公表する。

6 質問

本件に関して、質問がある場合には、以下のとおり受け付ける。

(1) 提出方法

電子メール又はFAXで、京都市 文化市民局 共生社会推進室 人権文化推進担当 (担当:田中、仲道)まで提出すること（様式自由、メールアドレス:jinken@city.kyoto.lg.jp）。

(2) 受付期限

令和4年9月7日（水）午後5時まで

(3) 回答

本市ホームページに質問者に関する情報は伏せたうえで掲載する。（令和4年9月12日（月）予定）

7 委託契約

受託候補者と結ぶ委託契約については、以下の事項を基本とする。

(1) 提案内容の調整

委託内容、経費等について調整を行ったうえで委託契約を締結する。ただし採用した提案内容は、契約締結時に修正又は変更を加える場合がある。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 仕様書

別紙のとおり

(4) 契約書

受託候補者に対して別途作成し、提示する。

(5) 成果物及び構成素材に関する知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て本市に帰属することとする。

なお、本市が作成し、無償で配布又は閲覧される啓発誌や分野別計画等の印刷物、ホームページへの掲載、展示などで使用する目的で、版下のイラストデータの納品を求めることがある。

8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とする。

(1) 応募者が応募受付日から委託契約締結日までの間に、「3 プロポーザル参加資格」の条件に該当しなくなつた場合

(2) 審査の公平性に影響のある行為を行ったことが認められる場合

- (3) 提出書類の記載内容に虚偽又は実現不可能な内容が認められる場合

9 その他

- (1) 本プロポーザルに関して、提出書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- (2) 全ての提出書類は、返却しない。
- (3) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 単独の事業者のみでなく、複数の事業者で構成される共同事業体としての参加を認めることとする。
- (5) 本要項に定めのない事項については、京都市と受託者が協議のうえ、決定する。